

## 議案第24号

町田市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2024年12月20日提出  
町田市教育委員会  
教育長 小池 慎一郎

### (提案理由説明)

本件は、「町田市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」によって、各校に7人以内としている学校運営協議会の委員の人数について、学校統合を行う学校の統合初年度については、委員の選定や委員間の引継などを考慮して、上限を引き上げる改正を行うものです。

別紙のとおり、町田市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

#### 1 改正理由

学校統合に伴い、学校運営協議会（以下「協議会」といいます。）の委員の人数に関する規定を改めるため、改正するものです。

#### 2 改正内容

学校統合が行われた場合における当該統合した学校の協議会の委員の人数は、当該統合が行われた年度に限り、教育委員会が別に定める数とする規定を加えます。

（第4条関係）

#### 3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

#### 4 補足説明

学校統合が始まる2025年度以降、統合後の学校の協議会は統合前の各学校から委員を選出し、運営を行います。現行の規定では、協議会の委員の人数は7人以内とされていますが、統合した初年度においては、当該学校の協議会の委員の人数の上限を上げる必要があり、その人数は教育委員会が定めることとします。

町田市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する  
規則

町田市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和2年10月町田市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(組織) 第4条 略 2 略 <u>3 第1項の規定にかかわらず、学校の統合が行われた場合における当該統合した学校の協議会の委員の人数は、当該統合が行われた日の属する年度に限り、教育委員会が別に定める数とする。</u></p>	<p>(組織) 第4条 略 2 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。